

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【国分寺市の立地と人口動態】

本市は、東京都のほぼ中央に位置し、東は小金井市、南は府中市と国立市、西は立川市、北は小平市と隣接している。市域面積は、11.46 k m<sup>2</sup>で、大部分は武蔵野段丘上のほぼ平坦地である。また、JR中央線が東西に走り、都心へのアクセスも良好であるとともに、JR武蔵野線、西武鉄道国分寺線・多摩湖線が南北に走っており、市内の3駅のうち2駅がターミナル駅という多摩地域の交通結節点と位置付けられる立地である。

本市は、日本の高度経済成長とともに昭和30年代に大きく人口を伸ばした後、現在に至るまで堅調に人口増加を続けており、令和5年1月1日現在の総人口は、128,238人となっている。このうち、いわゆる生産年齢人口は84,099人であり、総人口に占める構成比率は、65.6%である。また、65歳以上の老年人口は28,108人で、同じく構成比率は、21.9%となっている。平成25年当時との比較では、生産年齢人口で2.0ポイントの減少、老年人口で1.7ポイントの増加となっている。今後の人口動向については、令和元年策定の「国分寺市人口ビジョン（第2版）」の独自推計では、市内総人口は2030年以降減少に転じると推計しており、将来的には総人口、生産年齢人口ともに減少し、老年人口率の増加とともに本市においても高齢化が進むことが予想されている。

##### 【国分寺市の産業構造と中小企業者の実態等】

本市の産業別事業所数は、「経済センサスー活動調査(2016)」によると総事業所数3,450事業所のうち、上位より卸売業・小売業752事業所(22%)、宿泊業・飲食サービス業581事業所(17%)、医療・福祉450事業所(13%)、不動産業・物品賃貸業313事業所(9%)、生活関連サービス業・娯楽業299事業所(9%)、建設業240事業所(7%)、教育・学習支援業210事業所(6%)、学術研究・専門技術サービス業193事業所(6%)、製造業88事業所(3%)、情報通信業85事業所(2%)と続いており、このほか多様な事業が営まれている。

また、従業者規模別事業所数を見ると、総事業所数3,450事業所に占める中小企業事業所数の割合は、従業者数100人未満の事業所が約99%(3,416事業所)、従業者数10人未満の事業所が約76%(2,638事業所)を占め、総従業者数33,866人に占める中小企業事業所従業者の割合は、従業者数100人未満の事業所が約78%(26,568人)、従業者数10人未満の事業所が約27%(9,061人)を占めており、中小企業が市内経済を支える中心的な存在となっている。

地域の生産力としての市内企業の付加価値額は、「経済センサスー活動調査(2016)」によれば、卸売業・小売業が約300億円で最も高く、次いで学術研究・専門技術サー

ビス業が約 219 億円，医療・福祉が約 161 億円，情報通信業が約 92 億円，製造業が約 92 億円と続いている。また，「工業統計調査報告(2020)」による製造品出荷額等を見ると，約 181 億円となっており，これは多摩地域全 26 市中 22 番目の金額である。

このような中，本市においては市内中小企業事業者が事業の維持や拡大のために生産設備等を導入する際の融資制度を設けているが，今後，更なる産業の競争力の強化に向けては，引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上の取組を支援していくことは，喫緊の課題である。

## (2) 目標

需要の停滞，仕入単価の上昇，人手不足，設備老朽化等中小企業を取り巻く経営環境は，多くの課題を抱えている。現在の生産力を維持・向上させ，更なる競争力の強化に向けては，労働生産性の一層の効率化を図り，人手不足の解消や付加価値額の向上につなげる必要がある。老朽化が進む設備等を生産性の高いものへと更新するよう誘導し，中小企業事業者の事業基盤構築への取組を支援するため，中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し，中小企業事業者の先端設備等の導入を促すことで，市内中小企業事業者の生産性向上を図る。これを実現するための目標として，計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業構造は，前述のとおり多様な業種で事業活動が展開されており，これに連動し，多様な設備投資を支援する観点から，本計画において対象とする設備等は，中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市は，鉄道駅周辺を中心に様々な産業が市内に広く分布していることから，本計画の対象地域は，国分寺市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

多様な産業が展開され、本市の経済、雇用が下支えされている背景から、広く中小企業事業者の生産性向上を支援するため、本計画における対象業種は全業種とする。また、生産性向上に向けた中小企業事業者の取組は、多種多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。